

# スギ花粉症シンポジウムを開催して

公害対策・環境保全委員会

平成19年度委員長

山口

修

## 第1 スギ花粉症シンポジウム

平成20年2月29日、和歌山ビッグ愛において、和歌山弁護士会主催「スギ花粉症シンポジウム」を開催した。その企画・立案・運営を当委員会が行ったので、報告します。

## 第2 企 画

和歌山弁護士会公害対策・環境保全委員会では、何らかのシンポジウムを開催しないと委員長を退任できないという不文律があり、小生もその運命に遭った。

従前、小生の周辺では花粉症患者を散見していたが、小生のような自称野人には、そのような高尚な病気は無縁だと思い若干馬鹿にしていた。

しかし、ある日、小生の鼻の調子が悪くなるのは季節的なものでないか？ なんだかそう言えば目も少しかゆい、と自覚し、これはひょっとするとひょっとして「花粉症ではないか！」と、いきなりに思い至った。

考えれば、昔には無かったはずの花粉症で多くの方が苦しみ、その治療のために多大な費用が使われている。これは、弁護士会としても取り上げるべき課題でないか？ 他の弁護士会で取り上げたという情報も聞かないし、新物食いの小生としては、これはシンポジウムの対象として良いのではないかと速断した。

それで委員会に諮ったところ、なんじゃそれは、という雰囲気、とうてい委員会とし

ての企画になりそうではなかった。それが3年前の年度初めの委員会でのことであった。

それから苦節3年、ほぼ委員全員参加で、スギ花粉症シンポジウムを上記のとおり開催できたのは、幸いと言うしかない。

## 第3 調査検討

まず、花粉症が何たるものかを知らなければならぬとして、講師を呼んで勉強会を開こうとした。すると、当委員会の中での最重症花粉症患者で「マスクが最も効果的」と主張している遠藤佳介委員が、日赤和歌山の耳鼻咽喉科部長である榎本雅夫医師を個人的に知っているとのことが判明した。榎本医師は厚生省の花粉症対策チームの有力メンバーであることも判り、これは近場で良い先生に巡り逢えたと幸運に感謝しつつ、早速遠藤委員を通じて御講義を依頼した。榎本医師は直ちに、プロジェクターを利用しつつ、花粉症の何たるかを御講義して下さいました。しかし、IgE抗体とかTh2とか、何のこっちゃ？という感じで、おそらく当委員会委員で御講義内容を全部理解できたのは極少数（真実はおそらく皆無）であったろう。

榎本先生は、いわゆる衛生仮説で、日本が衛生的になりすぎたことが花粉症を含むアレルギー患者多発の原因であるとのことであった。スギ林の放置や国の造林政策に問題が有るのではないかと疑っていた小生にとっては出鼻をくじかれるような御講義内容であっ

た。

#### 第4 開催決定

しかし、平成19年に至って、スギ林が無ければアレルギーの花粉も無く、スギ花粉症とスギ林が無関係であるはずもなく、もう3年たつのにこのままでは委員長も退任できず、委員各位ももう花粉症でやらなければしょうがないと決心し（又は諦めて）、ようやく平成19年度にシンポジウムを開催することに決定した。

#### 第5 資料集作成

そこからは、当委員会委員が分担して資料集の作成にとりかかり、その能力？の高さ故か、みるみる内にそれなりの資料集が作成できた。資料集はシンポジウム参加者に当日配布したが概ね好評だった（と思いたい）。

#### 第6 シンポジウムの構成

シンポジウムは

- 1 当委員会副委員長北山武志の基調報告
- 2 榎本雅夫医師の「花粉症のメカニズムと治療」と題する御講演
- 3 「スギ花粉症の対策を考える」パネルディスカッション

の3部構成とし、パネラーは榎本医師、患者代表としてスギ花粉症を理由に国家賠償請求訴訟を提起されたこともある杉山繁二郎弁護士（実名です）、行政側として和歌山県森林整備課長澤野誠様、スギ林の経営者所有者として龍神村森林組合組合長栗原秀嘉様という豪華キャストで構成した。

#### 第7 参加者募集

和歌山弁護士会中川会長から「予算を使う

んだから多数の参加者を集めるように」と言うきつ——いお達しがあり、報道機関に向けて開催案内の記者会見を開き、シンポジウム開催案内のビラを関係機関に多数配布した。その甲斐あって（又はその努力も空しく）約50名という多数！！の参加者のご参加を頂き、平成20年2月29日、前記のとおり無事シンポジウムを開催できた。

#### 第8 シンポの概要

シンポジウムでは、まず北山武志副委員長からの基調報告に引き続き、「花粉症のメカニズムと治療」と題して日本赤十字社和歌山医療センター耳鼻咽喉科部長である榎本雅夫先生に基調講演をお願いした。榎本先生は、花粉症が発症するメカニズム、従来の治療法や最先端の治療法について分かりやすく解説してくださった。

花粉症というのは、花粉によるアレルギー症状であり、花粉症の治療には、一般的には抗ヒスタミン薬などの服薬が考えられるが、花粉の抗原を薄めて少しずつ注射したり、舌下に垂らしたりして身体をならしアレルギー反応を低下させる治療法などもあるとのことであった。

これに続き、前述のとおり、榎本先生に加え、静岡県弁護士会の杉山繁二郎弁護士、和歌山県庁森林整備課課長の澤野誠氏、及びスギ林の所有者として龍神村森林組合の代表理事栗原秀嘉氏4名の方々をパネラーとして、「スギ花粉症の対策を考える」と題し、パネルディスカッションを行った。パネルディスカッションでは、それぞれの立場から興味深いお話を頂き、参加された市民の方々にとっても参考になったと思われる。ことに静岡から足を運んで参加頂いた弁護士の杉山氏は、自

らも花粉症であったことから、花粉症の被害を訴えて、国に対して国賠訴訟を提起された経験のある方であった。

国の、①天然林を伐採した跡地や原野などにスギなど人工造林を行う拡大造林政策と、②木材輸入自由化政策の結果が、スギ山林の増加と間伐等の手入れがされない荒廃したスギ山林の現況を招来し、その結果としてスギ花粉の大量飛散の事実に関わりについていると思われる、今や国民の5～6人に1人が罹患するとも言われ、国民的な広がりを見せている今日、少なくとも現時点においては十分なスギ花粉症対策が取られているとは言い難く、こうした対策の遅延という観点から国や地方公共団体の林業政策に関する法的責任を検討する一方、林野庁等が管理する国有林にもスギが植栽されており、それらのスギからも花粉が飛散していることは間違いなく、こうした国有林の所有管理者としての国の法的責任も問題となり得、今後の検討課題と思われる。

シンポジウムには、関心ある市民の方々の多数のご参加を得て無事当委員会の目的も達せられたと思うが、これを契機により深く花粉症問題の解決に多方面から取り組まれていくことになれば幸いである（なお、この第8のみは、シンポを開催して無事委員長を退任できた私の後任となった森崎有治平成20年度公害対策・環境保全委員会委員長に執筆をお願いした）。

## 第9 報告書の作成配布

本原稿作成時点では、シンポジウム当日の発言内容の文書化を進めており、本稿掲載予定の和歌山弁護士会会報が発行される時点では、「スギ花粉症シンポジウム報告書」と題する立派な報告書が発行されているはずである（そうあってほしい）。この報告書が、今後スギ花粉症の法的問題を検討する際の一資料になれば、これに過ぎる喜びはない。

